

第2期東金市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、毎年度の区域ごとの「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間5年間の「量の見込み」と「確保方策」を設定しています。

▶量の見込み：利用に関するニーズ量（＝需要量）

▶確保方策：量の見込みに対応する確保の内容（＝定員等の供給量）

2. 中間年における計画の見直しについて

子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）に即して策定したものです。

この基本指針において、計画に定めた教育・保育給付の「量の見込み」と実際の支給認定者数が大きくかい離している場合には、中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを行うこととされています。

また、本年3月の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）」において、計画見直しの要否の基準が以下のとおり示されました。

<見直しの要否の基準>

(1) 教育・保育給付

令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における「量の見込み」よりも10%以上かい離がある場合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合

※なお、実績値のかい離の要因の分析や、「量の見込み」等の見直しについては、新型コロナウイルス感染症等の影響に留意する必要がある。

(1) 教育・保育給付について

令和3年4月1日時点での、教育・保育給付認定区分ごとの量の見込みと認定数の比較

認定区分	3歳以上		3歳未満	
	1号認定 2号認定 [教育ニーズ]	2号認定 [保育ニーズ]	3号認定[保育ニーズ]	
			0歳	1・2歳
量の見込み（計画値）	606人	391人	87人	243人
認定数（実績値）	546人	442人	49人	264人
実績/計画	▲9.9%	13.0%	▲43.7%	8.6%

※2号認定の[教育ニーズ]と[保育ニーズ]との区分は、量の見込みを算出するにあたっての便宜上の区分であり、実際の2号認定は1つの区分です。

➡ 2号認定[保育ニーズ]及び3号[0歳保育ニーズ]の認定区分で、国の見直し基準である10%以上のかい離があるので見直しが必要。

〈本市における見直しの必要性〉

○2号[保育ニーズ]及び3号[0歳保育ニーズ]の認定区分で、国の見直し基準である10%以上のかい離があること。

○確保内容（利用定員）について、計画策定後に整備された保育所や認定こども園（転換）の定員を反映していないこと。



〈見直しの方針（案）〉

- ①児童数・・・0歳児について、想定より減少幅が大きいこと。
 - ②量の見込み（ニーズ率）・・・0歳児の保育ニーズや、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響（1号・2号認定の割合）の検証。
 - ③確保内容（利用定員）・・・現状の定員数に変更し、今後整備予定の施設の定員を反映。
- 以上の点について検証し、見直しを行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業における令和2・3年度の実施状況について点検・評価を行うとともに、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業や目標値等の見直しを行います。

3. スケジュール

- 7月 第1回子ども・子育て会議（見直しの方針について）
- 12月頃 第2回子ども・子育て会議（見直し案の提示）
- 翌2月頃 第3回子ども・子育て会議（見直し案の決定）